

【審査基準（標準処理期間を含む。）】

所管所属

家庭・地域教育課

県立青少年社会教育施設の利用の許可

根拠条文

鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例
 第5条 青少年社会教育施設を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。
 2 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合はしないことができる。
 (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 (2) 青少年社会教育施設の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

審査基準

施設を利用するにあたっては、次に該当する場合を除き、利用を許可する。
 (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 (2) 青少年社会教育施設の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

標準処理期間

標準処理期間	標準処理期間の内訳				備考
	受付		処理		
15日	機 関	日	機 関	青少年社会教 育施設	
	期 間		期 間	15日	